

平成 26 年 12 月 12 日

国住指第 3407 号

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

大雪時における建築物の被害防止のための注意喚起について（技術的助言）

本年 2 月に関東甲信地方を中心として発生した大雪により、体育館等の屋根の崩落やカーポートの倒壊など、建築物の被害が発生したところです。これらの被害を受け、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に建築物雪害対策ワーキンググループを設置し、被害の原因及び対策について検討を行いました。同部会においては、同ワーキンググループの検討を踏まえ、平成 26 年 10 月 9 日に「建築物の雪害対策について 報告書」としてとりまとめたところです。

本報告書では、建築物の被害の原因のひとつとして、積雪後の降雨により建築物の屋根にかかる積雪荷重が増大したことがあげられており、今後このような降雪及び降雨が予測される場合には、必要な注意喚起を行うよう指摘されております。この指摘を受け、当職と気象庁で協議した結果、今冬より、一定以上の降雪及び降雨が予測される場合に、気象庁より下記のとおり注意喚起を行うこととなりました。

貴職におかれましては、管内の建築物の所有者に対して、広く周知頂くとともに、上記報告書を踏まえて、緩傾斜の鉄骨造屋根の建築物、膜屋根の建築物、カーポート、アーケード、老朽化した木造住宅等の点検・補修に努めるよう広く呼びかけていただきますようお願いします。

また、特に、災害時の避難所に指定される体育館等の防災拠点施設の管理者に対して、当該施設の設計時に想定した積雪荷重及び積雪に係る構造関係規定についての既存不適格の有無を把握した上で、積雪荷重に対して構造耐力上の余裕が少ないと判断される建築物については、上記注意喚起を含む気象情報等も参考として、設計時に想定した積雪荷重と屋根の積雪の状況を勘案し、必要に応じて使用停止等の措置を講ずるよう、注意喚起をお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

1. 注意喚起を行う目安

原則、大雪警報相当規模の降雪が見込まれ、かつ、大雪後の降雨により積雪の重さが一層増す場合等、概ね建築基準法に定める積雪荷重に相当する重量分を超えることが予想される場合。

2. 注意喚起の方法

各地方気象台等が発表する府県気象情報等で簡易な建築物等における大雪被害に対する注意を呼びかける。

（記載例）「カーポートなどの簡易な建築物や老朽化している建築物などは倒壊のおそれがあるため、近寄らないよう注意してください」